

令和元年東日本台風による河川関係の浸水に関する住民説明会

- 1 日 時 令和2年9月1日（火） 19:00～20:30
- 2 場 所 川崎市立旭町小学校 体育館（川崎区旭町 2-2-1）
- 3 対象地域 港町、旭町
- 4 出席者

建設緑政局長 磯田 博和

建設緑政局道路河川整備部長 福田 賢一

川崎区役所道路公園センター所長 大野 宣郎

建設緑政局道路河川整備部河川課長 安部 正和

川崎区役所道路公園センター整備課長 河原 順一郎

川崎区役所危機管理担当課長 峰岸 哲也

味の素株式会社川崎事業所長 羽賀 治郎

味の素株式会社川崎事業所次長 白土 元嗣

5 説明会議事

① 建設緑政局長あいさつ

こんばんは。建設緑政局長の磯田でございます。

本日はお忙しいところ、この暑さの続く中、またコロナ禍のもと、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年の令和元年東日本台風を受けまして、川崎市では検証委員会を設置し、今後の同様な事態が発生した場合におきましても被害の最小化ができるように検証・検討を進めてまいりまして、本年4月に結果をとりまとめたところでございます。

本来であれば、もっと早い時期に御説明に伺わなければならなかったところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、様々な会議や会合などが延期や中止される中、日程を調整させていただき、ようやく本日に至りました。開催が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。

この間、検証結果を踏まえて様々な対策を進めてまいりましたので、本日は検証結果に加えまして、対策の進捗状況についても御説明をさせていただき、皆様から御意見、御質問を受けさせていただきたいと考えております。

新型コロナウイルスにつきましては、まだまだ油断できない状況でございまして、本日の会議につきましても、人数や時間を限らせていただく中での開催となりますが、私どもいたしましては、分かりやすく丁寧な説明をさせていただくとともに、皆様からの御質問に対しても、しっかり対応させていただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

② 味の素株式会社川崎事業所長あいさつ

味の素株式会社川崎事業所長の羽賀と申します。

令和元年東日本台風における港町地区への浸水につきまして、弊社取水施設が河水浸水の一因であることを重く受け止めております。

事実関係を明確にするために川崎市の調査に協力させていただき、必要な情報を提供して参りました。

また、河水の使用を停止し、河水浸水の原因となった取水施設につきましては、二重閉止し、今後、浸水が決して起きないような状態になっております。

近隣住民の方々は、100年以上この地で事業を行わせていただく上で、大変お世話になっており、非常に私たちにとって、大切な方々です。

これまで、被災された方々に直接御説明する機会を設けなかったことに対して、深くお詫びいたします。

(司会)

続きまして、説明会の進行等に関して、3点ほど御説明させていただきたいと思います。

はじめに、この説明会の記録を作成するため、録音をさせていただきますので、御了承ください。

次に、本説明会の開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、座席の距離をとる等の対策を実施しておりますが、感染リスクを極力避ける必要があることから、説明会全体の時間を1時間半程度とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

次に、お手元にお配りしている本説明会に関する「御質問・御意見記入用紙」でございますが、回答を希望される場合には、御住所とお名前を御記入の上、お帰りの際、受付にある回収ボックスにお入れください。

それでは、配布させていただきました資料に基づいて、建設緑政局河川課長の安部及び、川崎区役所道路公園センター整備課長の河原から御説明をさせていただきます。

② 資料説明

河川課長：

建設緑政局道路河川整備部河川課長の安部でございます。これより、【令和元年東日本台風による河川関係の浸水に関する対策などについて】御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。初めに、市内で取り組んでいる【1. 川崎市の治水事業の沿革】について御説明いたします。

市内を流れる一級河川は、流域の都市化に伴う雨水流出量の増大で治水安全度が低下し、早急な整備が必要になり、昭和46年から国、県の補助制度の適用を受け、時間雨量50ミリメートルの降雨に対応できる河川改修を進めております。また、総合的な治水・浸水対策と

して、五反田川放水路などの河川整備のほか、雨水流出抑制施設の設置指導等の取組も進めております。

次に、下の図を御覧ください。浸水被害が発生した3地区の河川及び施設の事業経過等をお示ししております。

【(1)河港水門】につきましては、大正時代に構築された大規模な運河計画に伴い、当時の内務省土木技師により設計され、昭和3年に完成したものでございます。後に、社会情勢の変化などにより、運河計画は廃止されました。現在は、船溜まりが残っており、数年前まで、砂利の陸揚げ施設として砂利運搬船が出入りしておりました。また、平成10年度には、かつての大運河計画の存在を物語る希少な歴史的遺産として、国の登録文化財に登録されております。

次に、【(2)平瀬川における取組】についてでございます。従前の平瀬川は上之橋付近で東に折れ、溝口を経て多摩川に流入し、たびたび氾濫を起こしていたため、昭和15年から昭和20年にかけて県営多摩川右岸農業水利改良事業の一環として、多摩川へ全量カットするトンネルが築造されました。また、昭和45年度には、更なる流下能力の向上を図るため、トンネルをもう1つ整備しております。このような整備により、平瀬川は時間雨量50ミリメートルでの河道整備が完了しているところでございます。

次に、【(3)三沢川における取組】についてですが、河川管理者は神奈川県となっており、従前の流路は現在の旧三沢川でしたが、洪水時による浸水被害が度々発生したため、県営三沢川沿岸排水改良事業により、昭和22年に現在の位置に完成しております。

また、多摩ニュータウンの開発に伴い、稲城地区の排水と三沢川の流量調整機能を兼ねた分水路の整備が位置付けられ、昭和59年に完成しております。このような整備を経て、神奈川県管理区間につきましては、時間雨量50ミリメートルでの河道整備が完了しているところでございます。

3ページを御覧ください。

【2.降雨水位等の基礎情報】でございます。

【(1)令和元年東日本台風の概要と多摩川流域の状況】についてでございますが、令和元年10月11日から令和元年東日本台風の接近に伴い、多摩川流域全体の広範囲に強い雨域がかかり、山梨県、東京都、神奈川県を中心に大雨となりました。図中、赤枠で記載しております、多摩川流域の檜原雨量観測所、御岳雨量観測所、高尾雨量観測所、多摩雨量観測所において、観測を開始してから過去最高の雨量を観測しております。

次に、【(2)多摩川の水位状況等】についてでございます。多摩川では、田園調布（上）水位観測所と石原水位観測所において計画高水位を超過しており、グラフにお示ししているように、田園調布（上）では10月12日22時30分に既往最高の水位10.81メートルを記録しております。

次に、【(3)被害の概要】についてでございます。川崎市におきましては、令和元年東日本台風により、川崎区の港町周辺、高津区の平瀬川合流部周辺、多摩区のJR南武線三沢川橋

梁周辺の3地域において浸水被害が発生いたしました。

次に、【(4) 浸水地域の状況】についてでございます。被害が発生した3地域近傍における雨量観測所の最高時間雨量は、過去10年間の既往最高時間雨量を下回る雨量でした。市内の河川におきましては、高津区の平瀬橋水位観測所（平瀬川）で氾濫危険水位の超過を確認したほか、宮前区の嶋田人道橋水位観測所（平瀬川）と宮前区のあゆみ橋水位観測所（平瀬川支川）において、避難判断水位を超過しております。

次に、【(5) 浸水地域の河川、水路、水門の諸元】につきましては、多摩川と三沢川、平瀬川、河港水門について記載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

4 ページを御覧ください。

河港水門（川崎区港町周辺）の【(1) 浸水状況の検証結果】について御説明いたします。

【ア. 浸水経路】につきましては、下の図にお示ししておりますとおり、「①周辺工場の多摩川取水口からの出水」、「②河港水門扉体からの越水」の2つの経路を確認いたしました。

次に、【イ. 高さ測量結果や水位データによる検証】についてでございますが、多摩川の水位変動と周辺工場の取水施設、河港水門等の測量結果を基に確認したところ、10月12日19時40分頃に、多摩川の水位が周辺工場の取水施設の天端高に達し、翌13日1時10分頃までの約5時間30分にわたり、出水していたものと考えられます。

また、10月12日21時50分頃に、多摩川の水位が扉体ゲート上部の高さ5.45メートルを越え、23時50分頃までの約2時間にわたり、扉体上部から越水していたと考えられ、これにつきましては、中段にあるグラフによりお示ししております。

次に、【ウ. 地域ヒアリング・アンケート結果による検証】についてでございますが、浸水エリア地域の皆様に浸水当時の状況等について、ヒアリング・アンケート調査を実施させていただいたところ、94件もの回答をいただきました。

その結果、浸水経路につきましては、「河港水門の方から」「周辺道路／マンホールから」「多摩川の方から」との回答が多く、浸水を確認した時間帯につきましては、「22時から24時」との回答が多かったところであり、「ア」でお示した浸水経路と、「イ」の高さ測量結果や水位データによる検証と、ほぼ同じであることが確認できたものでございます。

5 ページを御覧ください。

河港水門（川崎区港町周辺）で取り組む【(2) 短期対策】についてでございますが、こちらの対策内容につきましては、より分かりやすい内容の資料を別に御用意させていただいておりますので、後ほど、川崎区役所道路公園センターから御説明させていただきますので、割愛させていただきます。

6 ページを御覧ください。

河港水門（川崎区港町周辺）で取り組む、【(3) 中長期対策】について御説明いたします。

【ア. 中長期対策の考え方】につきましては、治水機能の向上の観点から、高規格堤防や、水門機能の見直し、河港水門周辺の土地有効活用等、今後の水門及び周辺整備のあり方につ

いて、庁内関係部署をはじめ、多摩川の管理者である国や河港水門の利用者などと検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、【イ. 河港水門の今後の方向性】につきましては、近年まで砂利運搬船の陸揚げ施設として利用されてきた船舶の利用が今年度からなくなるため、水門としての必要性の検討や、河港水門周辺の土地活用についての検討及び、文化財としての取扱いの検討を進めてまいります。

次に、【ウ. 堤防の整備に向けて】につきましては、河港水門周辺は高規格堤防整備区間ではありますが、河港水門を含む多摩川下流部については未整備となっていることから、高規格堤防の整備に向けた検討についても、多摩川の管理者である国や庁内関係部署と進めてまいります。

次に、【エ. 現在の進捗状況】につきましては、多摩川の高規格堤防整備を見据えた、河港水門の将来的なあり方について検討するための基礎調査等の準備を、現在行っているところでございます。

7 ページ、8 ページにつきましては、ソフト対策としての取組でございます。こちらにつきましては、後ほど、川崎区役所から御説明申し上げますので、9 ページを御覧ください。

【(5) 対策とスケジュール】についてでございます。

これまで御説明させていただきました対策について、対策、対策時期、対策内容、対策実施者などをお示ししているものでございます。こちらは、後ほど、御覧いただければと存じます。

それでは、7 ページ、8 ページにつきまして、川崎区役所の河原から御説明させていただきます。

川崎区 DKC 整備課長：(ソフト対策について)

川崎区役所道路公園センター整備課長の河原でございます。

私からソフト対策について、御説明させていただきます。

7 ページの左側を御覧ください。

こちらは、多摩川の水位上昇により洪水の危険が高まった際に、皆様が適切に避難行動をとれるよう作成したものでございます。『河港水門周辺地域の緊急避難タイムライン(洪水)【案】』でございますが、こちらは多摩川の堤防高さからの水位ごとに皆様がとるべき行動と、避難に関する情報の入手方法をまとめたものでございます。

表の判断の目安の水位に黄色でお示しましたマイナス 1.99 メートルを越えましたら、情報入手方法でお示したメールニュースや広報車等により情報を発信してまいりますので、皆様は「住民が取るべき行動」に基づき、避難行動をお願いいたします。左下の地図には、水位計やカメラの設置位置、緊急避難場所の位置をお示しております。

なお、水位計等の情報につきましては、9 月中の公開に向けて現在準備を進めておりますので、一部ホームページアドレスなどが入っておりませんが、公開ができ次第、皆様にお知

らせてまいります。

また、右側につきましては、台風や大雨に備えて事前に確認すべき資料や情報の入手先をお示ししております。

8 ページを御覧ください。

先ほど御説明した 7 ページの解説資料となります。

左側中程の【2. 多摩川河港水門の水位計、カメラ】でございますが、ホームページの公開イメージをお示ししております。避難行動の目安といたしましては、このうちの水位一覧の水位がマイナス 1.99 メートルより小さい数字となった場合や、水位グラフの水位を示す青い線が、マイナス 1.99 メートルを示す黄色い線を越えた場合に、避難行動をとっていただきたいと思います。

次に、右側の【3. 発信する情報】でございますが、各水位の状況と右側の枠で囲った部分に「情報の入手方法」と「皆様が取べき行動」をより詳細にお示ししておりますので、各水位における避難行動をお願いいたします。

なお、記載しております時間につきましては、今年の台風時の水位上昇時間からの想定です。もっと短い時間で水位上昇も考えられますことから、できる限り速やかな行動をお願いいたします。

ソフト対策の説明は、以上でございます。

川崎区 DKC 整備課長：(短期対策について)

引き続き、【河港水門及び周辺地域における浸水に関する短期対策の取組状況について】御説明させていただきますので、こちらの資料を御用意ください。

こちらの資料は、先ほど河川課長から御説明しました資料の 5 ページにてお示ししている短期対策のうち、市の対策内容につきまして、より具体的な内容を取りまとめたものでございます。

お手元資料の 2 ページを御覧ください。

こちらは、各短期対策の位置と概要を写真でお示したものでございます。位置につきましては、河港水門、京急交差部、港町公園及び港町地区となっております。各位置の具体的な概要につきましては、写真等でお示ししております。

それでは、次のページから各対策の具体的な内容につきまして、御説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。

河港水門の対策でございます。

まず、【ア. 扉体（ゲート）の高さ確保】でございますが、【①既設扉体のかさ上げ対策】は 8 月上旬に完了しておりまして、既設扉体の上部に鋼板等により、周囲の堤防と同じ高さまでかさ上げしております。下の写真の赤枠でお示ししているのが、対策を実施した部分でございます。

4 ページを御覧ください。

【ア.扉体（ゲート）の高さ確保】のうち、【②止水壁設置】でございます。

こちらは、現在施工中でございまして、対策内容は、既設扉体の多摩川側に鋼材とコンクリートの止水壁を、周囲の堤防と同じ高さまで設置するものでございます。完成時期につきましては、今年 12 月までのできるだけ早い時期の完成を目指してまいります。下の写真の赤枠と斜線で止水壁の設置位置をお示ししております。

5 ページを御覧ください。

【エ.水位計、カメラの設置】でございます。

こちらは、水門付近の多摩川の水位や状況を把握するために水位計とカメラを設置するものでございまして、いずれも 8 月下旬に設置を完了しております。

なお、今後の対応といたしまして、水位計等の情報につきましては、9 月中にインターネットで誰でも見られるよう公開してまいります。下の写真等には、設置位置や設置した水位計等をお示ししております。

6 ページを御覧ください。

こちらは、京急交差部の対策でございます。

【イ.京急交差部の閉塞】でございますが、こちらは多摩川からの浸水経路となる京急交差部を閉塞に備えるため、大型土のう 200 袋を配備するものでございまして、8 月下旬に配備しております。

なお、こちらの対策は、現在施工中の河港水門の止水壁が設置完了するまでの対策でございます。下の図面等には、閉塞範囲や土のうの配備場所、閉塞時のイメージや配備した大型土のうをお示ししております。

7 ページを御覧ください。

こちらは、港町地区の対策でございます。

【ウ.被害最小化の取組】でございまして、【①土のうステーションの設置】、【②移動式ポンプの配備】を港町公園に行うもので、7 月中旬に設置等を完了しております。土のうステーションは、住民の方々がいつでも利用できるよう土のうを常備したものでございます。移動式ポンプは、冠水発生時に迅速に対応するため、配備したものでございます。

なお、ポンプは重量が 200 キログラムを超える大型のタイプのため、本市職員が操作を行います。下の画像に、港町公園の設置状況と配備されている土のうやポンプをお示ししております。

8 ページを御覧ください。

港町地区内の対策のうち、地区全体の道路への対策として【③集水枥の増設等】でございます。地区内の円滑な排水を図るため、水の溜まりやすいところに集水枥を 5 箇所増設したほか、既存の集水枥につきましても、より開口部の多い蓋に交換するものでございまして、こちらの対策は 7 月中旬に完了しております。下の写真は、増設した集水枥や、交換した蓋の状況をお示したものでございます。

9 ページを御覧ください。

最後に、対策効果を維持するために、皆様へのお願いでございます。

1 点目は、集水桝についてでございます。

道路に降った雨水は、道路わきの集水桝から下水道管に流れていきます。集水桝の蓋を乗り上げブロック等で塞がれてしまいますと、雨水が集水桝に流入せず、冠水してしまう原因となります。今後、大雨等が予想される場合などに、あらかじめブロックを撤去していただくなどの御対応をお願いいたします。

2 点目は、土のうについてでございます。

皆様がいつでも御利用できるよう土のうステーションを設置し、定期的に点検、補充を行ってまいります。災害発生時には職員が現場対応等に追われ、土のうの補充が困難な場合もありますことから、土のうステーションの箇所に土のう袋等を常備するとともに、さらに土のうが必要な際には土のうステーションに砂を搬入いたしますので、お手数ではございますが、皆様に土のうの作製をお願いいたします。

大変お手数な内容ではございますが、最も迅速に土のうを皆様に供給するための方法でございますので、御理解、御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

(司会)

続きまして、味の素株式会社川崎事業所 白土次長から、御説明をいただきます。

味の素株式会社川崎事業所次長：(弊社取水施設からの浸水に関するご説明について)

味の素株式会社川崎事業所の白土でございます。これより、配布いたしました資料につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料で、右上に 1/4 とあります資料を御覧ください。御説明の内容ですが「1. 取水施設の構造」「2. 取水施設の設計及び現状」「3. 取水施設の対策」「4. 今後に向けて」になります。

また、開催のあいさつで弊社川崎事業所長の羽賀から申し上げました内容につきましては、本資料にも掲載させていただきました。

2/4 の資料を御覧ください。「1. 取水施設の構造」になります。

初めに、真ん中の図ですが、弊社の取水施設全体を示しております。図中の青色の矢印が、多摩川の河水を取り入れる流れになります。多摩川から河水は取水口を通りまして、集水池から堤防の下の地下導管に入りまして、吸水池に受け入れて弊社の工場内の施設に送られます。図中に吸水池の高さであります上端部に AP4.90 と記載しておりますが、構造上、多摩川の水位がこの 4.90 メートルを越えない限り、吸水池から河水が溢水することはありません、一方で、2019 年 10 月の令和元年東日本台風では、弊社の取水施設の取水口付近の多摩川の最高水位が 5.64 メートルとなりまして、吸水池の高さを越えて溢水することになり

ました。弊社の取水施設からの河水の溢水につきましては、過去の社内報告書や記録を調査し、また、この施設の運転担当者や関係者、歴代の退職された社員を含めましてヒアリングを実施いたしました。過去に吸水池の高さを越えて河水が溢水したということはありませんでした。右下に参考として表がありますが、この表は水位データが公開されております多摩川の河口から 13.4 キロメートル地点にあります田園調布（上）観測所における過去の 1971 年からの各ケースの最高水位でありまして、上から順番に上位 5 位までの一覧になります。田園調布（上）観測所の右側の列が弊社の取水施設の取水口で、多摩川の河口から 5.0 キロメートル地点になりますが、この付近に水位計がございませんので、田園調布（上）観測所からの距離をもとに、換算しました推定の最高水位になります。

なお、表の一番下にあります 2019 年 10 月の令和元年東日本台風の際の田園調布（上）観測所の最高水位が 10.81 メートル、弊社の取水施設の取水口付近の最高水位の実績値が 5.64 メートルとなっております。これまでにない高い最高水位であったことが分かります。

まとめますと、田園調布（上）観測所の 1971 年からの記録で、氾濫注意水位であります 6.0 メートルを超えました過去 22 回のケースで、弊社の取水口付近の最高水位を推定いたしました。最高でも 1974 年の 3.99 メートルでありまして、2019 年 10 月時点の吸水池の高さ AP4.90 メートルより低い水位となります。すなわち、今回の令和元年東日本台風が弊社の取水施設からは初めての溢水となります。

続きまして、3/4 の資料を御覧ください。「2. 取水施設の設計及び現状」で、特に各地点の高さを示した資料になります。左側が図を含めまして、取水施設を設計し建設した 1958 年、そして稼働を開始した 1959 年の状況を、右側の図が 2019 年 10 月及び現在の状況を比較して示しております。それぞれの図の AP の値ですが、日本全国の水準点の基礎であります基本水準面をメートルで表しております。左側の図の AP の値は、1958 年 3 月の弊社の設計図面のデータ、右側の図の AP の値は、2020 年 7 月に実際に測量したデータになります。左側の上の四角の中を御覧ください。1976 年に河川法に基づきまして河川管理施設等構造令が河川管理上必要とされる構造についての技術基準として制定されました。1958 年の設計建設当時は、河川管理施設すなわち、弊社の取水施設のような施設の構造に関する政令はございませんでした。

なお、1958 年に作製されました弊社の取水施設の設計図面につきましては、現在は国土交通省が継承しておりますが、当時の担当局に提出しております。左側の図にありますように、吸水池の高さは 5.40 メートルでありまして、当時の計画高水位であります 5.27 メートルを上回る設計を実施していたことが設計図面から確認できます。各地点の高さの比較につきまして、左下の表にまとめました。表には、1958 年 3 月の設計図面と 2020 年 7 月の実際の測量の各地点の高さのデータをまとめております。堤防の高さにつきましては、この間に実施されました国土交通省によります堤防のかさ上げ工事に伴いまして、50 センチメートル程度高くなっております。一方で、弊社の多摩川の取水口の地盤の高さや、吸水池の高さ、そして工場内の地盤の高さは 50 センチメートルほど低くなっております。しかしな

がら、構造物であります吸水池自体の深さが約 10 メートルで、近接する地盤からの吸水池の高さは約 1.1 メートルでありまして、2 つの値はほぼ同じ値でありまして、1958 年当時と 2020 年 7 月はほとんど変わらないことが分かります。すなわち、1958 年当時の設計図面データと比較いたしまして、堤防を挟んで河川敷や弊社の工場内の吸水池などの取水施設の地盤の高さが全体的に現在 50 センチメートルほど沈下していることを初めて確認いたしました。私たちは、2019 年 10 月の東日本台風発生時、吸水池の高さは 5.40 メートルの高さがあると認識しておりまして、実際には 4.90 メートルの高さで、50 センチメートルも下がっているということは想定しておりませんでした。一方で、東日本台風発生時、取水施設の取水口付近の最高水位が 5.64 メートルになりましたので、吸水池の高さがたとえ設計建設当時の 5.40 メートルであったとしても、吸水池から溢水することになります。

続きまして、4/4 の資料を御覧ください。取水施設の対策になります。既に河水の使用を停止し、工業用水に切り替えることを実施いたしました。国土交通省への取水許可の休止を届け出ました後の 3 月 31 日に、取水口のダンパーを閉止いたしました。そして、6 月 18 日に吸水池の受入導管への止水板を取り付ける工事を実施いたしました。すなわち、弊社の取水施設につきまして、多摩川の取水口と工場の受入導管の 2 か所で二重に閉止し、完全に河水が流入しない構造といたしました。今後、弊社の取水施設からは河水が溢水することはないと考えております。

最後に、「4. 今後に向けて」になります。弊社は令和元年東日本台風における港町地区への浸水につきまして、法的な責任を負うものではないと考えておりますが、弊社の取水施設から河水が溢水した事実を重く受け止めております。弊社は、被災された方々の代表の方を通じた話し合いによりまして、解決することを望んでおります。配布いたしました資料につきましては説明は、以上でございます。

③ 質疑応答

(司会)

引き続きまして質疑応答に入りますが、初めに、先日、「河港水門越水による被災者有志の会」の方々から本市及び味の素株式会社に対して、「台風 19 号による河港水門越水被害による原因究明と再発防止に関する要望書」をいただいておりますので、御回答させていただきます。

なお、味の素株式会社宛ての要望につましては、資料の中で御説明させていただいておりますので、本市宛ての要望につきまして、本市河川課長の安部から御説明させていただきます。

(河川課長)

「台風 19 号による河港水門越水被害による原因究明と再発防止に関する要望書」の 4 つの要望項目と、昨年 12 月 11 日に行いました住民説明会で御意見のあった 2 点の対応につ

いて、御回答させていただきます。

まず、1つ目の要望項目であります「1. 今回の越水、浸水の原因を明らかにすること」についてでございますが、多摩川の上流で過去最高の雨量を観測した豪雨により、石原水位観測所等で計画高水位を超える既往最高水位を記録するほどの自然災害に見舞われたことに起因して、河港水門付近においても計画高水位を超えたことから、周辺工場の多摩川取水口からの出水と、河港水門扉体上部からの越水が発生したことを確認したところでございます。

次に、2つ目の要望項目であります「2. 二度と同じような浸水被害、越水被害が発生しないように多摩川の洪水が発生する前に対策をとること」についてでございます。先ほど、対策状況について御説明させていただきましたが、周囲の堤防高さまで鋼板による既存ゲートのかさ上げを8月に完了いたしました。

また、さらなる対策として、既存の水門前面に周囲の堤防と同じ高さの止水壁を新たに設置する工事を今年の12月までに行ってまいります。また、味の素株式会社所有の取水施設につきましても、取水施設の取水口及び配管を二重に閉塞したところでございます。

次に、3つ目の要望項目であります「3. 今回の越水、浸水によって被災した市民に対して完全な損害賠償を行うこと」についてでございます。今回の浸水被害につきましては、多摩川上流で過去最高の雨量を観測した豪雨により、石原水位観測所等で計画高水位を超える既往最高水位を記録するほどの自然災害に見舞われたことに起因するものと考えております。

また、河港水門につきましても、昭和3年に完成しており、昭和51年10月1日に施工された「河川管理施設等構造令附則第2項」の経過措置規定により、構造令施行の際に現存していた河川管理施設等に該当するため、構造令の適用を受けないものとされております。こうしたことから、当該施設の管理に瑕疵はなく、本市といたしましては、賠償することは難しいものと考えております。

次に、4つ目の要望項目であります「4. 上記、先ほど申しあげました3つの項目について、被災者等に対する住民説明会を開催し報告すること」についてでございますが、先程、局長からも説明がありましたが、本年4月からの新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から開催時期などを調整させていただき、本日の説明会で御報告させていただいたところでございます。

続きまして、昨年12月11日に行いました住民説明会で御意見いただいたことへの対応について、2点御報告させていただきます。

1点目といたしましては、「台風時等の地域住民に対する広報のあり方を見直す」についてでございます。河港水門に監視カメラ、水位計を設置したことから、今後は、台風などで多摩川の水位が上昇して堤防からの越水の危険がある場合には、メールニュースかわさきや広報車の巡回、防災行政無線など様々な手段を通じて、周辺住民の方々へ情報提供をしてまいります。

さらに、河港水門付近の多摩川の水位に応じて、周辺住民の方々にとっていただきたい行

動をお示した緊急避難タイムラインを作成いたしましたので、今後、地域の皆様に周知をさせていただき、様々な御意見をいただきながら、より良いものを作り上げていきたいと考えております。

また、水位計と監視カメラで取得したデータにつきましても、リアルタイムの情報を市民の方々が得られるよう公開してまいります。

2 点目といたしまして、「道路排水のはけが悪いところは順次改善していく」につきましては、先ほど川崎区役所道路公園センターから説明しましたとおり、円滑な排水を図るため、集水桝の増設や既存の集水桝の蓋を流入しやすいタイプに交換したところでございます。説明は以上でございます。

(司会)

なお、本日はお時間に限りがありますことから、要望書とともにいただいた本市宛ての御意見等につきましては、お配りさせていただいた御質問・御意見記入用紙と併せまして、後日、本市のホームページに掲載させていただきたいと存じます。

それでは、続きまして本日の御説明内容に対する御質問等をお受けいたします。できるだけ多くの方に御発言いただきたいと思いますと考えておりますので、御協力お願いいたします。

また、議事録を作成しておりますので、差し支えなければ御発言の前にお名前、町名をいただければと存じます。

それでは、お一人ずつ御発言をいただきたいと思いますので、御質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問者 1)

あまり難しいことは分からないのですが、結局、私たちの家や車を浸水させた味の素から出た水と、河港水門から溢れた水は、どのぐらいの割合だったのでしょうか。

(河川課長)

出水量の御質問についてですが、資料 4 ページでお示しているとおり、多摩川の水位の状況、味の素の施設、河港水門の施設、水位と測量結果の位置づけで検証しており、河港水門付近を観測している監視カメラ、水位計等が設置されていなかったため、詳細な状況がつかめていないというのが実際でございます。そのため、浸水した水量の割合に関する検証はできませんでした。

(質問者 2)

4 ページ目のグラフに水位と、出水していた時間が書かれていますよね。味の素から噴いていたのが 10 月 12 日の 19 時 30 分から 13 日の 1 時 30 分。水門を越えていたのが約 1 時

間くらいですよ。そうしたら、流速とか、ある程度水量とか深さ、幅、高さで体積が出ますよね。それである程度分からないですか。そういう検証をされているのか。

(河川課長)

繰り返しになるかもしれませんが、味の素の工場の取水施設の天端高さは 4.897 メートルでして、多摩川の水位が超えた時間帯につきましては赤矢印で示す範囲であり、19 時 40 分頃に始まって、翌朝 1 時 10 分頃まで約 5 時間半の間で出水・越水が発生したと推測されます。

河港水門につきましては御指摘のとおりでございまして、グラフ上でゲート天端高である 5.45 メートルを越えている時間帯が、越水したであろう時間帯です。こちらにつきましては、12 日の 21 時 50 分から約 2 時間越水していたというグラフになっております。ですから、時間帯については推測できますが、量については難しいという結果です。

(質問者 3)

よろしくお願いします。味の素さんに対する質問も同時によろしいですか。

ではまず、川崎市に対する質問ですが、先程の説明の中で、いわゆる多量の雨が降ったからその結果、多量の水が出たためゲートを超えた。だから、川崎市には責任はない。簡単に言えばそういうことですよ。ただ、もう少し考えてみると、ゲートの高さをいわゆる構造令に書かれている高さにしていれば、今回の浸水被害は出なかったということです。まずここが大きなポイントです。そして、ゲートの高さを堤防の高さまでしていなかった理由について川崎市が言っているのは、水門は昭和 3 年に完成しており、その時は構造令がなかったため適用されないと言っています。確かに、構造令のただし書きには、いわゆる以前のものには影響が及ばないととれる記述もあります。ただ、構造令ができてから昨年の 10 月までに 40 年以上時間が経っています。その間 1974 年、あるいは 2017 年の大きな出水があったときにゲートの天端近くまで洪水が来ており、そういうものを見て堤防高まで改修する必要があるのではないかという検証があってもいいはずですよ。こういったことを毎年毎年とは言いませんが、大きな出水があったとき検証していれば、昨年のような被害は起きなかったはずですよ。40 数年間、現状のまま放置していたという意味で、いわゆる不作為の作為という問題が発生します。昨年度 10 月 12 日に味の素や河港水門から水が溢れてきて、港町に住む多くの被災された方々は、当日はものすごく怖かったと思うんですよ。恐ろしかったと思うんですよ。その後、復旧作業に疲れ果てた心身に鞭打って復旧作業を一生懸命やってきたんですよ。その一方で川崎市は何をやっていたのですか。3000 万円の金を使って川崎市には何の責任もなかったというデータを一生懸命分析したり、作っているのではないかと。そういうことに力を注ぐのではなく、もう少し被害に遭われた方々に寄り添い、もう少しあったかい行政ができないのかと思います。

質問を整理しますと、ゲートの高さを高くしていれば、今回の浸水はなかった。それを長

い間放置してきたということは川崎市に完全な責任があるということです。それと昨年の台風は日本に近づくにつれて大きくなる台風であり、かなりの災害が予想された。そして、国土交通省の京浜河川事務所からも今回の洪水は大きな出水があるため警告、警戒を促す警戒注意報も各市町村には届いているはずです。その様な状況にあったんです、だから、40年間何もしなかったということは、その段階において川崎市の責任があります。

それと、味の素に対してですが、今日の説明を聞いて驚きましたが、堤防及び取水施設が50センチメートル沈下していた。以前はハイウォーター以上の高さがあったので問題なかったが沈下していたため、今回は水が溢れたということが基本的な味の素の論点です。本当に50センチメートルも沈下したのですか。もし沈下したとするならば、取水口と工場の間に50センチメートルの段差ができたはずですよ。それを見れば気がついたはずですよ。それを昨年まで50センチメートル沈下していたのを気が付かなかったというのは、これはもう詭弁ですよ。大変だったというのはよく分かりますが、きちっと調べれば、誰が見てもおかしいなと思うような説明ではなくて、川崎市と同じように地元の大企業なのですから、地域の方々にもう少し寄り添うような姿勢を示してほしいと思います。そして、過去の出水状況ですけれども、現調の水位から味の素工場の当時の水位を推測したと言っていますが、対岸に六郷水門という排水機場という大きな機場があります。問い合わせをすれば、過去何十年の多摩川水位は全部情報を得られるはずですよ。その情報を取得し、もう一度検討してください。それと少し心配なんです、味の素は今後、多摩川から水を取らないということになるんですね。

(河川課長)

昭和3年に築造してから何十年も放置していたという質問についてですが、これまでも何度か御説明申し上げましたが、昭和3年に築造されてから水門背後地への船舶利用が続いていたこと、計画高水位を満たしていたこと、また、河港水門付近で過去に浸水があったというお話について、狛江水害時、流木が水門に挟まり、背後地に水が逆流して浸水被害が起こったことは確認していますが、閉塞時は今まで洪水を抑えてきたという実績もあることから、水門の扉体のゲート高さをそのままにしてきたというところがございます。

ただ、令和元年東日本台風において、12月の説明会のときの皆様からの「もう少し早く教えてくれれば、自分の家の大切なものが被害に遭わずに済んだ」という御意見を真摯に受けて止めて、なるべく早く洪水等の情報をお知らせできるような情報発信施設やルールを作り上げて、ハード的な対策、国と連携していく高規格堤防の話も含めて、短期・中長期対策を、少しでも浸水被害が解消できる対策に取り組んでいきたいと思っています。

(味の素株式会社川崎事業所次長)

お答えさせていただきます。先程、3/4の資料で御説明させていただいた内容と繰り返しますが、弊社は今回が取水施設からの初めての出水であり、過去に経験したことのな

い想定を超える水位でした。60 年ほど前の設計・建設した当時は、施設の構造に対する法令がありませんでした。当時は技術基準として、参考として計画高水位に対処できる設計で施工されていましたが、地盤沈下が 50 センチメートル程起きていたことを、つい最近になって確認しました。令和元年東日本台風後の測量データと設計時を比較して、初めて状況を認識しましたが、これまで場内に段差が生じることはなく、地盤が下がっていることに気が付きませんでした。弊社の施設から越水があったということは重く受け止めており、対応については、被災された皆様と話し合いをさせていただきたいと思っております。

また、多摩川の河水につきましては、今後使用いたしません。

(質問者 4)

味の素にお聞きしたいのですが、19 時 40 分頃、水が出たと書いていますが、施設にはカメラとか異常があった時に知らせるシステムはなかったのでしょうか。

(味の素株式会社川崎事業所長)

施設内の吸水池周辺にカメラ等を設置していませんでした。

(質問者 4)

施設内に全然ないのですか。周辺にも。

(味の素株式会社川崎事業所長)

例えば、工場入口等には監視カメラを設置していますが、こちらの吸水池には設置していませんでした。

(質問者 4)

入口の監視カメラに水が出ていたところは写っていると思いますが、そういったことが起こった時に川崎市に連絡することもしていないのですか？

(味の素株式会社川崎事業所長)

おっしゃるとおりだと思います。私どもは当日、大型台風が近づくということで、追加で 3 名配置しておりましたが、吸水池のあるエリアには誰も配置していませんでした。それから弊社の社員の家族から連絡をもらいまして、20 時頃に越水していることが分かりました。本来であれば、その時点で皆様にお知らせすべきだったと思います。例えば、町内会を通じて、若しくは、警察や消防に連絡する方法がありましたが、その時は考え至りませんでした。以上でございます。

(質問者 5)

水門のことについて、先程言われた方と内容が似ているのですが、高さが想定外であったというのは分かりました。ところが、堤防を見ますと、大師橋より下流の超堤防や明治製糖の方の堤防はきれいに造設されています。それと、扉の動作確認を年に何回行っているか分かりませんが、必ず行っていると思います。その時に、現場の作業の方から水門の高さが土手よりも低いという報告は上がっているのでしょうか。それと超堤防が下流の方では一直線にきれいに造設されて高くなっているのに、あの区間だけが低くなっている。そのことについて認識はあったのですか。あるとすれば、いつ頃からあったのか聞かせてください。

(川崎区 DKC 整備課長)

開閉については点検を毎月行っております。下まで下げるため、その際に堤防より低いことは職員も現場で確認していますので、把握しています。ですが、周囲の堤防より低いということは理解していますが、計画高水位は満たしていたため、対策が必要という考えにまでは至っていませんでした。

(質問者 5)

分かりました。それでは何故、大師橋の下流にあるような超堤防はきちっとした高さで造設して、水門が低いのを認識しておきながら、その区間だけ直そうとはしなかったのか。また、いつ頃から認識していたのか。大師橋の方はだいぶ前にできあがっていますよね。

(河川課長)

高規格堤防の関係ですけれども、ここは高規格堤防の区間として、資料 6 でお示ししているとおり未整備区間となっています。高規格堤防というのは、国が地元の川崎市と連携して、周辺の企業等を含めて、土地の有効活用等も合わせて進めていきます。高規格堤防が未整備だったということにつきましては、従前から存じ上げているところでございます。

(質問者 5)

それは川崎市がやらなかったということですね。以前からそれだけ分かっていたにも関わらず、今回は想定外と言っていますが。

(道路河川整備部長)

高規格堤防につきましては、基本的には国土交通省直轄事業であり、国が事業主体でございます。当然、沿川の自治体も協力し、なおかつ、先ほど河川課長も申しましたが、高規格堤防は何十メートルという区間を一気にかさ上げしますので、堤防わきの土地利用も含めて民間の方々の協力を得て、やっとなが上っていくという事業でございますので、関係する機関及び地権者さんの同意を得て、やっとなが事業が進むことになります。河港水門周辺はちょうど入り組んでいる部分もございます。

また、水門の機能自体もまだ廃止というわけではございませんので、この区間を一直線に堤防を結んで嵩を上げていくということはなかなか難しく、調整がまだついていないというのが現状であり、未整備となっているところでございます。

(質問者 6)

先ほども出ました今後の対応についてですけども、カメラを設置してほしいと思います。というのも、今後住民が土のうを運ばなければいけない事態になるそうなんですけども、結局、水門のところだけカメラを設置されても、実際どこまで水が出ているのか分からなければ、どの時点で土のうを運ばなければならないか判断がつかないと思います。そのため、港町公園の信号辺りにアンダーパス方面に向かってカメラを設置してホームページで確認できるようにしていただいた方が、住民もいつの時点で動けばいいか分かると思います。台風最中にその場所に逐一誰かが確認しに行って、民地だから皆で砂詰めて土のうを積むというのはできないと思います。雨が強いかもしれない、風が強いかもしれないので、どんな台風が来るかも分からないのに、何回も命がけで見に行くということはちょっと考えられないので、カメラをその辺に設置していただければ、多少なりとも確認できるため、カメラの設置をお願いしたいと思っております。というのも、京急のアンダーパスがかかっている道周辺は宇部コンクリートさん、オートボックスさん、港町公園とほとんど会社で昼間は問題ないかもしれませんが、夜間、特に夜中は不在だと思うので連絡がつかず、周辺に一件、女性の方が住まわれていますが、80歳を超えるお年寄りなので、その方に水が溢れているか確認の連絡はできないので、水門の周辺にカメラを何か所か設置して頂いて、状況がすぐ確認できるようにしていただきたいと思います。以上です。

(質問者 7)

水門近くの駐車場を使っております。1点の質問と2点要望をお願いしたいと思います。取組状況の4ページですけど、鋼材とコンクリートで止水壁を作ることになっております。コンクリートの重さがあると思いますが、設置後も開閉は可能なのかというのが1点でございます。それから、今後の利用状況についてですが、ただ単に水門を閉めて、埋め立ててしまうことがないように、できたら市民の方々が集えるような有効的な楽しみがあるような場所にしていきたいと思っております。

(川崎区 DKC 整備課長)

1点目の質問について、先程の取組状況4ページ、止水壁設置の施工中の内容でございますが、こちらにつきましては、言われたとおり重たいものになります。コンクリートについては、なるべく軽いもので周辺が沈下しないような負担の軽いものを設置しますが、既存の水門につける形で設置しますので、常に閉門状態のままということで施工するものであります。既に完了しております取組状況3ページの鋼板と鋼製の枠を使用したかさ上げ工事

につきましても、開門しないことを前提として作っておりますので、開閉機能は残っておりますけれども、当面こちらの止水壁を含めまして、設置後については開閉を行わないことを予定しております。

(河川課長)

2つ目の今後のことでございますけれども、説明資料の6ページでございます、中長期対策にあたるところでございます。河港水門の今後の方向性といしましては、水門としての必要性の検討というところでございます。工事後、水門は閉鎖した状態になりますが、今後どういう土地の活用を行うか検討していきます。例えば、公園として子供たちが遊べる広場にする等です。

また、文化財として河港水門をどのような形で残していくか、開閉機能を本当にこのままにしているのか、やっぱりちょっと開けるような形にして水門として機能を残した方がいいのか等、これから議論を深めていくわけですが、その辺は議論の幅があると思っておりますので、皆様の御意見を含めて幅広く柔軟に検討した形で向かっていきたいと考えております。以上です。

(司会)

大変申し訳ありませんが、お時間が迫ってまいりましたので、質疑はここまでとさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、今回は説明会の時間も限らせていただいておりますので、御質問・御意見記入用紙をお配りさせていただいております。御質問等がある方は、帰りの際に入口付近の回収ボックスを御利用いただければと思います。

また、記入用紙下の方に記載ございますメールやファックスからも御質問いただけますので、こちら御活用いただければと思います。

それでは、最後に本市の現場責任者でございます川崎区役所道路公園センター所長の大野から、閉会のあいさつをさせていただきます。

○川崎道路公園センター挨拶（閉会）

(川崎 DKC 所長)

川崎区役所道路公園センター所長の大野でございます。

本日は、説明会に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。冒頭にもお話しさせていただきましたが、令和元年東日本台風の際の浸水被害について、我々は大変重く受け止め、被害の最小化に向け検証を行ってまいりました。

そして、現在、検証結果を踏まえた対策を進めているところでございまして、住民の皆様が安心していただけるよう、一日も早い完了を目指して、いただいた御意見を踏まえながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

今後も、引き続き、対策を着実に実施していくとともに、中長期対策についても、国や関

係機関などと連携して検討を進めていきたいと考えておりますの。どうかよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

(司会)

続きまして、味の素株式会社川崎事業所 羽賀所長から、ごあいさつをさせていただきます。

(味の素株式会社川崎事業所長)

本日はお忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

令和元年東日本台風における港町地区への浸水について、弊社取水施設から河水が溢水した事実を重く受け止めております。

弊社は、被災された方々の代表を通じた話し合いにより、解決することを望んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日の説明会の内容につきましては、後日、本市のホームページにて公表いたします。

また、本市宛てにいただきました御意見に対する回答についても、併せて掲載させていただきます。もしも、ホームページを御覧いただけない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受付にお申し付けいただきますようお願いいたします。後日、資料を送付させていただきます。

また、味の素株式会社宛てにいただいた御質問、御意見に対しましては、記入用紙に記載されていますとおり、味の素株式会社にて、今後の被災された方々との話し合いに向けて確認、検討させていただくということになってございます。

これもちまして、本日の説明会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。